

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 2 8 日

法 務 局

総 務 部 統 括 監 査 専 門 官 殿
統 括 監 査 専 門 官 殿
民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 殿
民事行政部登記情報システム管理官 殿

地方法務局

総 務 課 長 殿
首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿
登 記 情 報 シ ス テ ム 管 理 官 殿

法 務 省 民 事 局 総 務 課 寺尾法務専門官
法務省民事局総務課登記情報センター室 廣原補佐官
法 務 省 民 事 局 民 事 第 二 課 河瀬補佐官

登記情報及び地図情報の電子データによる提供に関する取扱いについて

登記情報及び地図情報の電子データによる提供については、平成 27 年 2 月 9 日付け法務省民二第 88 号当局総務課長・民事第二課長通知「登記情報及び地図情報の電子データによる提供について」及び同日付け当局総務課登記情報センター室補佐官・民事第二課補佐官事務連絡「登記情報及び地図情報の電子データによる提供に関する取扱いについて」（以下「平成 27 年 2 月 9 日付け事務連絡」という。）並びに令和 2 年 1 月 10 日付け法務省民二第 3 号当局総務課長・民事第二課長通知「登記情報及び地図情報の電子データによる提供のオンライン化について」及び同日付け当職ら事務連絡「登記情報及び地図情報の電子データによる提供のオンライン化について」により行われているところですが、これに関し、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令

和6年12月24日閣議決定)において、住居表示の実施手続等について、登記情報及び地図情報の電子データによる提供が可能であることを明らかとすることが示されました。

これに伴い、平成27年2月9日付け事務連絡の別紙1及び別紙2を、それぞれ別紙1及び別紙2のように改めることとしましたので、貴管下登記官及び乙号事務の受託事業者に周知方お取り計らい願います。

法令上の根拠	官庁又は公署	使用目的
土地基本法（平成元年法律第 84 号）第 18 条、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 3 条及び地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 18 条	地方自治体又は国	国土調査の事前調査のため
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 1	地方税法第 1 条第 1 項第 3 号に規定する徴税吏員	地方税法による調査のため（固定資産税賦課徴収業務の調査のために不動産番号を含む登記情報の電子データが必要である場合を含む。）
東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 71 条	国、都道府県又は市町村	東日本大震災復興基本法第 3 条に定める基本方針に基づき実施される事業（東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）5 復興対策に関する調査のため
		東日本大震災復興基本法第 3 条に定める基本方針に基づき実施される事業（東日本大震災からの復興の基本方針 6 原子力災害からの復興、(1),④の放射性物質の除去等）のために必要となる平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第 30 条第 2 項に定める関係人の調査のため
		防災のための集団移転促進事

		業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第9条に基づく防災集団移転促進事業の事業計画及び事業の実施に係る移転対象区域内の土地・建物の調査のため
森林法（昭和26年法律第249号）第191条の2第2項	都道府県又は市町村	森林所有者等の把握に関し必要な情報を収集するため
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第74条	国、都道府県、市町村、独立行政法人都市再生機構等	土地区画整理事業の施行の準備又は施行のため
土地改良法（昭和24年法律第195号）第118条第6項	国、都道府県、市町村、土地改良区等	土地改良事業に関する土地等の調査のため
農地法（昭和27年法律第229号）第51条の2第2項	都道府県、市町村又は農業委員会	農地法第52条の3第1項に基づく農地台帳に記録された事項の公表の基礎データとして活用するため
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第5条の2	地方公営企業	水道事業に係る民有林の購入に必要なため
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第10条第3項	市町村	空家等の所有者等の把握に関する調査のため
建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第8項の台帳整理に関し住生活基本法（平成18年法律第61号）第19条	都道府県又は市町村	建築物の所有者等の情報を把握するため
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第3条	都道府県又は市町村	文化財保護法第134条第1項の規定に基づく重要文化的景観の選定の申出に伴う不動産所有者の同意を得るための調査のため

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第23条	都道府県	ポリ塩化ビフェニル使用安定器が設置されている建築物の所有者等の情報を把握するため
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第2項第3号に基づく依頼（令和3年9月16日付け【3広第233号】農林水産省大臣官房参事官（デジタル戦略）依頼文書「農林水産省におけるデジタル地図の作成等のための登記情報及び地図情報の電子データによる提供について」参照）	農林水産省	農林水産省におけるデジタル地図の作成等のため（「公的情報基盤（ベース・レジストリ）の整備に向けた「地番」情報の取扱いについて」（令和3年8月27日付け内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室，内閣官房地理空間情報活用推進室，総務省・法務省・農林水産省，個人情報保護委員会及び内閣府規制改革推進室作成文書）4頁以下（農林水産省における使用目的）記載の活用方法①参照）
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第11条	市町村（特別区を含む。）	住居表示の実施のため
大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第35条	国、都道府県又は市町村	復興計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施のため
建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第3条第1項及び第2項	国及び地方公共団体	建築物の耐震診断、耐震改修の促進及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため
消防法（昭和23年法律第186号）第35条の13	国及び地方公共団体	消防法に規定されている事務を行うため
砂防法（明治30年法律第29号）第4条及び第5条	都道府県	砂防指定地における一定行為の禁止、制限、監視を行うため
都市計画法（昭和43年法律第100号）第3条	国又は地方公共団体	都市計画の実施に係る調査のため

法令上の根拠	官庁又は公署	使用目的
土地基本法（平成元年法律第 84 号）第 18 条、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 3 条及び地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 16 条	地方自治体又は国	国土調査の事前調査のため
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 11	地方税法第 1 条第 1 項第 3 号に規定する徴税吏員	地方税法による調査のため
		固定資産税の課税等の目的に使用する地籍図（地方税法第 380 条第 3 項）の復元作業のため
		東日本大震災による地殻変動に伴い、土地が移動したため、同震災前に作成された固定資産税の課税等の目的に使用する地籍図（地方税法第 380 条第 3 項）の復元作業のため
東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 71 条	国、都道府県又は市町村	東日本大震災復興基本法第 3 条に定める基本方針に基づき実施される事業（東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）5 復興対策に関する調査のため
		東日本大震災復興基本法第 3 条に定める基本方針に基づき実施される事業（東日本大震災からの復興の基本方針 6 原子力災害からの復興、(1)、

		④の放射性物質の除去等) のために必要となる平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第30条第2項に定める関係人の調査のため
		防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第9条に基づく防災集団移転促進事業の事業計画及び事業の実施に係る移転対象区域内の土地・建物の調査のため
		地籍調査実施済み地区において、東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)第3条に定める基本方針に基づき実施される事業(東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)5復興対策(1)③(iv)の土地の境界の明確化に係る事務の実施の一環として、震災に伴う座標値補正後の登記所備付地図を利用するため
農地法(昭和27年法律第229号)第51条の2第2項	都道府県、市町村又は農業委員会	農地法第52条の3第2項に基づく農地に関する地図の作成及び公表の基礎データとして活用するため
森林法(昭和26年法律第249号)第191条の2第2項	都道府県又は市町村	森林所有者等の把握に関し必要な情報を収集するため

土地改良法（昭和24年法律第195号）第118条第6項	国、都道府県、市町村、土地改良区等	土地改良事業に関する土地等の調査のため
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第5条の2	地方公営企業	水道事業に係る民有林の購入に必要なため
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第10条第3項	市町村	空家等の所有者等の把握に関する調査のため
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第74条	国、都道府県、市町村、独立行政法人都市再生機構等	土地区画整理事業の施行の準備又は施行のため
建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第8項の台帳整理に関し住生活基本法（平成18年法律第61号）第19条	都道府県又は市町村	建築物の所有者等の情報を把握するため
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第3条	都道府県又は市町村	文化財保護法第134条第1項の規定に基づく重要文化的景観の選定の申出に伴う不動産所有者の同意を得るための調査のため
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第2項第3号に基づく依頼（令和3年9月16日付け【3広第233号】農林水産省大臣官房参事官（デジタル戦略）依頼文書「農林水産省におけるデジタル地図の作成等のための登記情報及び地図情報の電子データによる提供につい	農林水産省	農林水産省におけるデジタル地図の作成等のため（「公的情報基盤（ベース・レジストリ）の整備に向けた「地番」情報の取扱いについて」（令和3年8月27日付け内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣官房地理空間情報活用推進室、総務省・法務省・農林水産省、個人情報保護委員会及び内閣府規制改革推進室作成文書）4頁以下（農

て」参照)		林水産省における使用目的) 記載の活用方法参照)
住居表示に関する法律 (昭和37年法律第119号) 第11条	市町村 (特別区を含む。)	住居表示の実施のため
大規模災害からの復興に関する法律 (平成25年法律第55号) 第35条	国、都道府県又は市町村	復興計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施のため
砂防法 (明治30年法律第29号) 第4条及び第5条	都道府県	砂防指定地における一定行為の禁止、制限、監視を行うため